

発展途上の男女共同参画社会基本法

林 陽子

今年、1979年の国連総会で女性差別撤廃条約が採択されてから40年目にあたる。日本の批准(1985年)から数えても34年の歳月が経っている。女性差別撤廃条約にとって40年の間の最大の進展は何だろうか。私は次の3つを挙げたい。

1つ目は、国は「差別をしない」だけでなく、過去から続く差別を積極的になくす義務を負っているという認識が世界の人たちに共有されるようになったことである。2つ目は、「女性に対する暴力」が女性に対する差別であるとの共通理解が生まれ、世界中で暴力廃絶のための取り組みが始まったことである。3つ目は、女性は全員が同じ問題を共有しているわけではなく、人種や年齢、障害の有無などに応じて複合差別の対象となり、それぞれにふさわしい支援が必要だという理解が生まれたことである。

女性差別撤廃条約の解釈がこのような大きな発展を遂げたのに比べて、日本の男女共同参画社会基本法は女性たちが直面する日々の不快な経験、不利益、差別をなくすために役立っているのだろうか。

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権」を尊重すると謳^{うた}いつつ、女性差別とは何かについて定義規定を置いていない。また日々の生活を事実上規律する慣習、慣行についても「配慮する」ということに留まり、有害な慣行を撤廃するとの文言を用いていない。国際的な協力が必要だと言いながら、日本政府は人権条約の個人通報制度(人権侵害の被害者が条約機関に直接救済を求める制度)を受諾することもなく、市民社会からの要求は柵^{さし}ざらしのままである。男女共同参画推進本部も男女共同参画会議も、形骸化している。世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は110位(2018年)であるが、それはこの古色蒼然とした基本法の姿をそのまま映していると思う。ジェンダー平等先進国の基本法制を謙虚に学び、改正する時期が来ているのではないだろうか。



PROFILE

はやしようこ：1983年より弁護士。現在、アテナ法律事務所(東京)所属。2008年から2018年まで、国連女性差別撤廃委員会委員(2015～2017年は同委員会委員長)を務めた。先進国サミット(G7)の議長国(2019年度はフランス)によるジェンダー平等アドバイザー委員会委員。共編著書として『女性差別撤廃条約と私たち』(信山社出版、2011)等。